

## 高齢者等による車両事故への対応について(中間報告)

本年 4 月、豊島区東池袋における高齢ドライバーが運転する自動車が暴走した事故や、同 5 月、滋賀県大津市における集団で歩道を通行中の保育園児らが死傷する事故などの発生を受け、区では、交通安全に係る施策について、緊急に実施するものや今後充実させていくもの等を決めるため、「歩行者への交通安全対策強化検討会」(以下、「検討会」という。)を設置し、検討している。このことについて、中間報告を行う。

### 1 事故原因の類型と対策の整理

交通事故の発生要因とソフト・ハード両面での対策を整理し、区として実施可能な対策案を検討した。

	ソフト対策		ハード対策
	(運転者)	(歩行者)	
運転者の故意によるもの	—	①危険情報の共有	⑤歩車動線の分離
運転者の薬物摂取によるもの	②薬物入手対策	④交通安全教育	
運転者の傷病が起因のもの	③運転者への啓発		⑤歩車動線の分離 ⑥車両安全対策
運転者の過失によるもの			⑤歩車動線の分離 ⑥車両安全対策 ⑦代替交通手段の確保

#### <対策の方向性>

- ① 過激行為などの発生・予告情報の共有
- ② 覚醒薬物の販売ルートなどの摘発
- ③ 高齢化等に伴う運転能力の低下に関する意識・知識の啓発
- ④ 通園・通学等における危険箇所等の把握と交通安全対策教育
- ⑤ 危険箇所における歩行者・車両動線の分離促進
- ⑥ 自動ブレーキなど車両安全対策の推進と普及促進
- ⑦ 高齢者等の自家用車に代わる移動手段の確保と普及促進

検討の結果、主に上記③と④については緊急での実施または施策の充実が図れると判断した。

## 2 高齢化等に伴う運転能力の低下に関する意識・知識の啓発

<めざす方向性>

高齢化等により運転能力が低下した人が、自動車の運転から引退しやすい環境を整える。

<実施内容>

警視庁が実施する運転免許自主返納制度や、東京都が実施する高齢者安全運転支援装置設置補助制度（7月末より開始）等をはじめ、高齢化等に伴う運転能力の低下に係る各種施策の周知・啓発を実施する。（9月9日開催の「板橋区交通安全協議会」において、交通事業者や各団体等に対し周知等への協力を依頼した。）

<課題>

区内在住の70歳以上の自動車免許保有者は約26,000人（推計）に上るとみられるが、その中には自動車の運転から引退したくてもできない（又はしたくない）人がいる。そうした人々への有効な施策をいかに展開できるかが課題である。検討会においては、引き続きそうした人々の実態や要因等の把握に努め、より有効な施策を検討していく。

## 3 通園・通学等における危険箇所等の把握と交通安全対策教育

<めざす方向性>

危険箇所を把握する仕組みづくりと高齢者等による事故を踏まえた交通安全教育の確立。

<実施内容>

区立小学校における通学路安全点検の実施（毎年）と、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検（※1）への対応。

※1 本年6月18日付けで、内閣府等より「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保」についての通知が発出され、区は当該危険箇所等の把握・除去に向けた取り組みを進めている。対象となる施設は、公立幼稚園や保育所、児童発達支援事業所など250以上にのぼる。概ね以下の手順で実施している。

工 程	進捗
<b>ステップ1</b> 対象施設における危険箇所等の抽出 保育園等の各施設に対し、「お散歩コース」等における危険箇所の抽出を依頼。	概ね完了
<b>ステップ2</b> 抽出された危険箇所の点検※2 ステップ1で抽出された危険箇所について、警察、道路管理者、各施設管理者等が連携し現場点検等を実施。	実施中
<b>ステップ3</b> 点検結果に基づく対策案の検討 危険箇所の点検結果を踏まえ、対策案を検討。	10月～ 順次実施
<b>ステップ4</b> 対策の実施 対策案に基づき順次対策を実施。	同上

※2 ステップ2については、区が所管する施設以外の施設（隣接区の施設や都所管の認可外保育所など）から、区の道路管理者に対して現場点検等の依頼がなされる場合もある。